# 地域密着型
# (単独型・共用型)
# 認知症対応型通所介護事業所
# 介護予防認知症対応型通所介護事業所
# 運営規程

**(事業の目的)**

第１条　この規程は、自然株式会社が開設する認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護「じねん」(以下「事業所」という。)が実施する通所介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

第２条　事業所は、要介護状態であって認知症である利用者、要支援状態であって認知症である利用者（以下「利用者」という。）に対し介護保険法の趣旨に従って、通所介護計画を立て実施し、適正な認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

**(運営の方針)**

第３条　事業所は、要介護状態・要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（２）　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、緊急やむを得ない場合以外、利用者に対して身体拘束を行わない。

（３）　事業所は、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び東三河広域連合関係市町村と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

**(事業所の名称等)**

第４条　事業所の名称等は次のとおりとする。

（１）事業所の種類　　認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所
　　指定年月日　　平成 24 年 4 月 1 日
　　指定番号　　２３９７１０００７０
（２）名　　称　　デイサービス　じねん
（３）所　在　地　　田原市豊島町釜鋳硲６７番地
（４）電話番号　　0531　23　7505
（５）管理者氏名　　河邉　きみ江

**（営業日及び営業時間）**

第５条　事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 営業日 | （単独型）月・火・水・木・金・土　　8 時 30 分～17 時 30 分<br>※事業所 B のみ　月・水・金　　8 時 30 分～17 時 30 分<br>（共用型）日曜日　　8 時 30 分～17 時 30 分<br>※ただし、１２月３０日から１月３日までは除く |
| サービス提供時間 | （単独型）月・火・水・木・金・土　　9 時 30 分～16 時 30 分<br>※事業所 B　　月・水・金　　9 時 30 分～16 時 30 分<br>（共用型）日曜日　　9 時 30 分～16 時 30 分 |

**（職員の職種、員数及び職務内容）**

第６条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（単独型　事業所 A）

| 職種 | 常勤 | | 非常勤 | | 職務内容 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 兼 | | 兼 | |
| 管理者 | | １名 | | | 従業者等の指導および業務の管理を一元的に行う |
| 生活相談員 | １名 | 2 名 | | | 利用の申し込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行うとともに、通所介護の提供に当たる |
| 看護職 | | | | １名 | 機能訓練指導員と兼務通所介護の提供に当たる |
| 介護職 | １名 | 4 名 | 0 名 | １名 | 通所介護の提供に当たる |
| 機能訓練指導員 | | | | １名 | 看護職と兼務<br>日常生活の中での生活リハビリを行う。<br>機能の減退防止を図る |

（単独型　事業所 B）

| 職種 | 常勤 | | 非常勤 | | 職務内容 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 兼 | | 兼 | |
| 管理者 | 事業所 A と兼任 | | | | 従業者等の指導および業務の管理を一元的に行う |
| 生活相談員 | 事業所 A と兼任 | | | | 利用の申し込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行うとともに、通所介護の提供に当たる |
| 看護職 | | | | １名 | 機能訓練指導員と兼務<br>通所介護の提供に当たる |
| 介護職 | １名 | | | １名 | 通所介護の提供に当たる |
| 機能訓練指導員 | | | | １名 | 看護職と兼務<br>日常生活の中での生活リハビリを行う。<br>機能の減退防止を図る |

（共用型）

グループホームの人員に一名追加。利用者人数（GH 含む）に対し、3 対 1 の配置

（利用定員）

第７条　事業所Ａの利用定員は、12 名以下とする。
事業所Ｂの利用定員は、10 名以下とする。
共用型は、GH 利用者数含み、12 名以下とする。

（サービスの内容及び利用料金）

第８条　通所介護の内容は、送迎・入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の要介護者等に必要な日常生活上の世話とする。
通所介護を提供した場合の利用料金の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理サービスであるときは、介護保険負担割合証に定められた負担割合額とする。

○介護報酬+加算+実費＝請求金額となります。

（１）基本料金（１日当たり）　　令和６年４月現在

※介護報酬及び加算単位は、介護保険法の改定時に変更する可能性があります。

※利用時間に応じて、算定単位は異なります。

※単独型

| | 7 時間以上 8 時間未満 |
|---|---|
| 要介護　1 | 994 単位 |
| 要介護　2 | 1102 単位 |
| 要介護　3 | 1210 単位 |
| 要介護　4 | 1319 単位 |
| 要介護　5 | 1427 単位 |
| | |
| 要支援　2 | 961 単位 |
| 要支援　1 | 861 単位 |

※共用型

| | 7 時間以上 8 時間未満 |
|---|---|
| 要介護　1 | 522 単位 |
| 要介護　2 | 541 単位 |
| 要介護　3 | 559 単位 |
| 要介護　4 | 577 単位 |
| 要介護　5 | 597 単位 |
| | |
| 要支援　2 | 512 単位 |
| 要支援　1 | 483 単位 |

（２）加算（単独型及び共用型　共通）

| | |
|---|---|
| 入浴加算Ⅰ | 40 単位/回 |
| 科学的介護推進体制加算 | 40 単位/月 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 所定単位数の 17.4% |
| 送迎減算 | 片道につき 47 単位減算 |
| 若年性認知症利用者受入れ加算 | 60 単位/日 |

（３）その他の費用（単独型及び共用型　共通）

| | |
|---|---|
| 食費 | 900 円/日（おやつ代金含む） |
| おむつ代 | 実費 |
| 教養娯楽費 | 実費 |

（４）キャンセル料（(単独型及び共用型　共通）

利用予定日の前日までに申し出があった場合　　無料

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合　　当日の利用料金の 10%

（自己負担相当額）

※ただし、体調不良や予期せぬ事情の時には、キャンセル料は頂きません。

キャンセル料を頂く際には、ご相談させて頂きます。

**（事業の実施区域）**

第 9 条　通常の事業の実施区域は豊橋南部地区から田原市全域とする。

**（サービス利用に当たっての留意事項）**

第 10 条　利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

（１） 利用者、家族は、体調の変化があった際には事業所へお知らせください。

（２） 利用者は、事業所内の器具等を利用される際には従業者にお知らせください。

（３） 事業所内での金銭、食べ物の持ち込み及びやり取りはご遠慮ください。

（４） 喫煙は、火の元に十分注意して、屋外にて喫煙ください。

（５） 利用に関して、スタッフに対し身体的・精神的・性的ハラスメントの一切を禁止させて頂きます。ケースに応じて利用中止の判断をさせて頂くこともあります。

（６） 当介護サービスは、家族と当事業所が信頼関係をもって成立します。
互いに信頼関係を損なう行為及び話し合いのもと、理解し合えない場合によっては、利用中止の判断をさせて頂きます。

**（緊急時における対応方法）**

第 11 条　従業者等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変や緊急事態が生じた時は、速やかに家族および管理者に報告するものとし、必要に応じ主治医もしくは協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるものとする。

**（非常災害対策）**

第 12 条　事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者の避難、救出訓練等の実施等、万全の対策を行うものとする。

**（秘密の保持）**

第 13 条　事業者または従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第 3 者に漏らしてはならない。退職後も同様である。ただし次の各号の情報提供については、利用者及びその家族から予め同意を得た上で行うこととする。

（１） 介護保険サービスの利用のため市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。

（運営推進会議）

第 14 条 1　事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにする為、運営推進会議を設置する。

2　事業所は、設置・運営に関する事項について運営会規則を定める。

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条　事業所は、従業者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

（1） 採用時研修　採用後 6 か月以内

（2） 継続研修　　年 1 回以上

**第 16 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。**

**1　事業所における虐待防止の為の対策を検討する委員会を、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員及びその他の従業者に周知徹底を図る。**

**2　事業所における虐待防止の指針を整備する**

**3　事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施する**

**4　前三号に掲げる措置を定期に実施するための担当者を定める。**

第 17 条　利用者の人権擁護、虐待防止の為、虐待の発生又はその再発を防止する為の委員会を運営推進会議の際に開催する。

第 18 条　必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する為に業務継続計画（BCP）を策定しています。

この規定に定められない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意をもって協議の上定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成２７年４月１日から適用する

この規程は　平成２８年６月１日から適用する

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

この規程は、令和３年 4 月 1 日から適用する。

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から適用とする。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用とする。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から適用とする。

この規定は、令和 7 年 6 月 1 日から適用とする。

この規定は、令和 7 年 11 月 1 日から適用とする。